

DNPグループ
化学物質に関するグリーン購入ガイドライン

Ver.1.2

2019年3月

大日本印刷株式会社

1.はじめに

DNPグループは、地球環境の保全と資源の有効利用を重要課題と位置づけ、「DNPグループ環境方針」「DNPグループ環境目標」を制定し、さまざまな活動に取り組んでいます。

調達においても、「持続可能な社会を形成していくために、事業活動全てにおいて環境との関わりを認識し、環境への負荷を低減する」ことをCSR調達ガイドラインに定めています。

化学物質に関しては、2004年に「DNPグループ化学物質管理基準」を制定し、サプライヤー様のご協力の下、グリーン購入を推進しています。

一方、化学物質が人の健康と環境にもたらすリスクを低減するために、製品に含有する化学物質への規制が国内外で強化されており、原材料・資材や製品に含有する化学物質をサプライチェーン全体で適切に把握・管理することが企業に求められています。

こうした状況をふまえて、「DNPグループ化学物質管理基準」を改定し、化学物質に関する取組みをさらに強化することとしました。

本ガイドラインに、サプライヤー様に遵守いただきたい事項をまとめましたので、主旨をご理解いただき、当社のグリーン購入活動へのご支援ご協力の程、よろしくお願い致します。

2.目的

本ガイドラインは、DNPグループが取り扱う製品、および製品の製造に使用する原材料、資材等に含有する化学物質に関する管理基準（以下、「製品含有化学物質管理基準」という）、並びにこれらの化学物質を適切に管理するために、サプライヤー様に遵守いただきたい事項（以下、「製品含有化学物質管理に関する要求事項」という）を定め、地球環境の保全に寄与することを目的とします。

3.適用範囲

製品含有化学物質管理基準は、DNPグループが購入する下記の「原材料」、「製品」に適用します。

(1)原材料

- ①DNPグループが販売・頒布する製品を構成する材料：
紙、プラスチック、金属、ガラス、インキ、塗工・塗布剤、接着剤、テープ、添加剤、はんだ、梱包資材等
- ②DNPグループが販売・頒布する製品を構成する部材：
電気・電子部品、機構部品、プリント配線基板、外装部品、機能ユニット等
- ③製造工程において使用する資材：
溶剤、洗浄剤、製版材、刷版材、金型等

(2)製品

- ①DNPグループが設計・製造（外部委託を含む）し、販売・頒布する製品

②DNP グループ外から購入し、DNP グループの商標を付して販売・頒布する製品（上記②の製品に関し、法令・業界基準などの規制が別にある場合、別途その基準での管理を検討する。）

製品含有化学物質管理に関する要求事項は、上記の「原材料」、「製品」を DNP グループに納入する、全てのサプライヤー様に適用します。

4.用語の説明

化学物質（substance）

天然に存在するか、または任意の製造過程において得られる元素及び化合物

例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼン等

混合物（mixture）

2種またはそれ以上の化学物質が混合されたもの。調剤（preparation）ともいう。

成形品（article）

その化学組成よりも、製造中に与えられた特定の形状、表面またはデザインが、その機能を決定する程度が大きいもの。

化学品

単一の化学物質あるいは混合物であって、成形品ではないもの。

含有

化学物質の含有とは、原材料や製品中にその化学物質が検出されることを指す。

意図的含有

特定の機能/性能、あるいは品質の維持・向上等を目的として、化学物質を原材料あるいは製品に含有させること。

均質材料

機械的な手段によって、異なる材料に分離することができない材料

均質材料の例：

化合物、ポリマーアロイ、合金、ガラス、印刷・コーティングなどによって形成された単層の塗膜(積層体の場合は、構成する各層を均質材料とする)

5.要求事項

(1)製品含有化学物質管理体制の構築

製品に含有する化学物質情報を適切に把握・管理するためには、サプライチェーンに関わる全ての事業者が、情報の信頼性を高めるために自社内の管理体制を構築・運用することが重要です。

こうした観点から、「JIS Z 7201 製品含有化学物質管理—原則及び指針」および JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)が制定する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に準拠した製品含有化学物質管理システムの構築・運用をお願いします。

以下に、製品含有化学物質管理として実施すべき事項を列挙します。

1. 製品含有化学物質管理一般

・下記の実施項目にしたがって、製品含有化学物質管理の仕組みを確立し、文書化し、

実施し、維持し、継続的に改善する。

- ・品質管理や環境管理などの仕組みが構築されている場合には、既存の仕組みを活用した管理を実践してもよい。
2. 製品含有化学物質管理方針の表明
- ・関連法規制および顧客要求基準の遵守、製品含有化学物質管理体制の構築等、製品含有化学物質管理に取り組むことを表明する。
 - ・製品含有化学物質管理に関する、自社のトップマネジメントが承認した方針を周知させる。
 - ・方針は定期的に見直しを行う。

3. 計画策定

3.1 製品含有化学物質管理基準の明確化

- ・自社の顧客要求、取扱い製品の関連法規制、業界基準や事業特性等を考慮して、製品含有化学物質管理基準を定め周知させる。
- ・法規制および業界基準等に関する最新の情報を維持、管理する。
- ・製品含有化学物質管理基準の適用範囲として、対象となる「組織」、「業務」、「化学物質」、「構成部材」、「工程」、「製品」等を明確にする。

3.2 目標及び実施計画

- ・製品含有化学物質管理についての目標、および目標を達成するための実施計画を策定し、実施する。また、必要に応じて目標および実施計画の見直しを行う。

3.3 責任および権限の明確化

- ・製品含有化学物質管理における責任と権限を明確にする。

3.4 内部コミュニケーション

- ・内部コミュニケーションに関わる手順を定めて、方針、製品含有化学物質管理基準、目標、実施計画、責任及び権限を部門内に周知させる。

4. 運営管理

4.1 運営管理一般

- ・製品含有化学物質管理は、製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、設計・開発、調達、製造、引渡しの各段階で実施する。

4.2 設計・開発における製品含有化学物質管理

- ・自社の製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、調達、製造、引渡しの各段階における製品含有化学物質に関わる管理基準を定める。

4.3 調達における製品含有化学物質管理

4.3.1 製品含有化学物質情報の入手・確認

- ・自社の調達における製品含有化学物質に関わる管理基準（以下、調達管理基準）をサプライヤーに提示し、遵守を要請する。
- ・原材料が調達管理基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。

- ・含有化学物質情報の入手・確認は製造開始前までに完了する。
- #### 4.3.2 サプライヤーにおける製品含有化学物質の管理状況の確認
- ・サプライヤーを選定する際に、サプライヤーの製品含有化学物質管理の状況を確認し、記録する。
 - ・取引を継続する場合にも、必要に応じてサプライヤーの管理状況を再確認し、記録する。
 - ・確認の結果に対する処置をあらかじめ定めておく。
- #### 4.3.3 受入時における製品含有化学物質管理
- ・受入れ時に、調達製品が調達管理基準に適合していることを確認し、記録する。
 - ・確認方法は入手した製品含有化学物質情報、サプライヤーの管理状況をふまえて定める。
- #### 4.4 製造工程における製品含有化学物質管理
- ##### 4.4.1 製造工程における製品含有化学物質管理一般
- ・製造工程における製品含有化学物質に関わる管理基準に基づいて、製造工程を管理し、その結果を記録する。
- ##### 4.4.2 誤使用・混入汚染防止
- ・製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質の誤使用・混入汚染防止策を実施する。
- #### 4.5 引渡しにおける管理
- ・引渡しにおける製品含有化学物質に関わる管理基準を満たすことを確認したうえで、その結果を記録し、製品を引き渡す。
 - ・受入れ時および製造工程において、あらかじめ定めた確認事項が全て実施されたことを再確認する。
 - ・製品倉庫においても誤出荷・混入汚染のないように管理する。
- #### 4.6 外部委託先における製品含有化学物質の管理状況の確認
- ・製品の設計・開発、製造などの工程を他の組織に委託する場合、製品含有化学物質管理基準を遵守できるように外部委託先の製品含有化学物質の管理状況を確認し、その結果を記録する。
- #### 4.7 トレーサビリティ
- ・製品含有化学物質情報を把握し、その情報を速やかに利用、開示および伝達できるように、適切な手段によって、製品含有化学物質情報のトレーサビリティを確実にする。
- #### 4.8 顧客との情報交換
- ・下記事項に関して顧客との情報交換を図るための効果的な方法を定めて実施し、その内容を記録する。
 - a)顧客が遵守する必要がある法規制および業界基準
 - b)製品含有化学物質情報

c) 製品含有化学物質管理に関する情報

- ・製品含有化学物質情報に変化が生じる場合には、事前にその情報を顧客に伝達する。

4.9 変更管理

- ・製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更の要素を抽出する。
- ・変更に対して製品含有化学物質情報の変化の確認を適切に行い、その変更を実施する前に製品含有化学物質管理基準を満たすことを確認する。
- ・変更管理の手順を文書化し、変更時にはその結果を記録する。

4.10 不適合発生時における対応

- ・製品含有化学物質に関わる不適合品発生時における社内への連絡、サプライヤー・製造委託先・顧客への連絡、および応急処置の方法を定めて文書化する。
- ・応急処置の後に、原因を特定し、必要な処置を決定、実施して再発を防止する。
- ・発生を未然に防止するための予防処置を講じる。
- ・不適合時の対応を記録する。

5. 人的資源および文書・情報の管理

5.1 教育・訓練

- ・製品含有化学物質管理に必要な教育・訓練について、運営管理の項目ごとに内容を定めること。製品含有化学物質管理に関わる作業および要員を特定して、必要な教育・訓練を実施し、記録する。

5.2 文書および記録の管理

- ・本ガイドラインが要求する“文書化が必要な手順”および記録、ならびに自社が必要と判断した手順および記録を含む文書を管理する。

6. 実施状況の評価および改善

- ・製品含有化学物質管理の状況について、定期的に評価する。
- ・是正処置の必要な事項については、是正処置を実施する。
- ・評価および是正処置の結果は記録し、自社のトップマネジメントに報告する。
- ・トップマネジメントは、その評価および是正処置の結果をレビューする。

(2) 製品含有化学物質管理基準

- ・DNPグループの全部門が把握・管理すべき物質を「DNPグループ管理対象化学物質」として決めました。別表1を参照ください。
- ・これらの物質以外にDNPグループ各部門の事業特性等を考慮して、部門ごとに管理対象化学物質を追加することがあります。
- ・管理対象化学物質は下記のとおり「含有禁止」、「含有管理」に分けて把握・管理します。

① 含有禁止

国内外の法規制で、製品への使用が禁止または制限されている物質であり、DNPグループに納入される原材料、製品（以下、納入品という）への含有を禁止する物質です。品質管理の観点から、必要に応じて含有禁止物質の非含有または閾値を超える含有がないことを保証する書面の提出をお願いすることがあります。万一、閾値を超えて含有している場合には、納入品の瑕疵として扱うこととします。

②含有管理

納入品への含有を制限するものではありませんが、国内外の法規制や業界基準等に鑑み、DNPグループとして含有の有無、含有量、含有部位等の把握が必要と考える物質です。納入品単位、または納入品を任意に分割した単位中の含有濃度が0.1wt%を超える物質について把握し、報告してください。

- ・管理基準として定める閾値は、下記のように算出した含有濃度に適用します。
- ・納入品中の化学物質の含有濃度は、RoHS指令の規制対象物質については均質材料ごと、他の物質については納入品単位、または納入品を任意に分割した単位ごとに算出するものとします。

(参考)

個々の物質が管理対象物質に該当するかどうかは、下記のツールを用いて確認することができます。

chemSHERPAの入力支援ツール

入手先：

<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

ただし、入力支援ツールによる確認結果が非該当であっても、関連法規制などの対象であることがわかっている場合には、管理対象物質として報告ください。

6.運用

(1)本ガイドラインにもとづく評価

ア.製品含有化学物質管理

発注部門の指示にしたがって、製品含有化学物質管理体制の構築・運用状況に関する自己評価を実施し、その結果をJAMPが制定する「実施項目一覧表兼チェックシート」に記入して提出ください。

イ.納入品に含有する化学物質の情報

あらかじめ納入品への管理対象化学物質の含有状況を調査してください。管理対象化学物質は「DNPグループ管理対象化学物質」に加えて、部門ごとに追加指定する場合がありますので、発注部門に確認してください。調査結果は原則として、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）ウェブサイト上で提供している「chemSHERPA-CI」「chemSHERPA-AI」を用いて報告ください。

ウ.評価

いただいた調査結果をもとに、発注部門が要求事項への適合状況を評価します。サプライヤー様の製品含有化学物質管理体制や納入品の含有化学物質情報をより明確

に把握するため、上記資料に加えて必要な資料の提出をお願いすることがあります。

(2)DNP グループへの連絡

納入品が下記のいずれかに該当する場合には、すみやかに発注部門へ連絡ください。

- ・納入品が製品含有化学物質管理基準に適合しないことが判明した場合。
- ・納入品の原材料、工程、生産設備の変更等により、製品含有化学物質情報に変化が生じる可能性がある場合。
- ・既に報告済みの含有化学物質情報について、新たな含有が判明した場合や報告内容の変更が生じた場合。

(3)本ガイドラインの改定

本ガイドラインは、国内外の法規制や業界の動向等により改定することがあります。

付則

「DNP グループ化学物質管理基準」を本ガイドラインに改定（2013年4月）

以上

改定履歴

2004.03.26	DNP グループ化学物質管理基準 制定
2006.03.17	DNP グループ管理対象物質改定 カドミウム、六価クロム、水銀、鉛について、RoHS 規制の閾値に準じた含有量基準値に改定
2007.03.27	DNP グループ管理対象物質改定 ベリリウムに関して、一部の用途で「製品含有管理」を認可
2008.03.19	DNP グループ管理対象物質改定 管理対象物質 29 物質から 24 物質へ変更 マグネシウム及びその化合物、銅及びその化合物、金及びその化合物、パラジウム及びその化合物、銀及びその化合物の 5 物質を「製品含有管理」から削除
2013.12.12	化学物質管理基準から化学物質管理ガイドラインに改定 化学物質に関するグリーン購入ガイドライン 制定
2017.11.14	DNP グループ管理対象化学物質 対象物質および基準改定 フタル酸エステル類 RoHS 指令規制対象物質の基準改定
2019.03.12	JUMP (廃止) にともない、chemSHERPA に変更 (関連法規、記号を変更・追記) No.02: ポリ塩化ナフタレンは、塩素数 3 以上を 2 以上に変更 管理対象物質 29 物質から 28 物質へ変更 ポリ塩化ビニルを「製品含有管理」から削除 項目追加: 3. 適用範囲 (2) 製品の② () 内文書

【別表1】DNPグループ管理対象化学物質

No.	物質名	管理基準			対応する主なchemSHERPA管理対象物質			CAS No.
		対象	管理区分	基準	主な関連法規制、基準	chemSHERPA	主な物質群名	
1	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	化学品、 アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと	化審法	LR01等	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	
2	ポリ塩化ナフタレン (塩素数2以上を対象とする)	化学品、 アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと	化審法	LR01等	ポリ塩化ナフタレン(PCN)	
3	ポリ臭素化ビフェニル類(PBB類)	化学品、 アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、含有濃度:1000ppm以下	RoHS指令	LR04等	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	
4	ポリ臭素化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	化学品、 アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、含有濃度:1000ppm以下	RoHS指令	LR04等	ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)類	
5	短鎖型塩化パラフィン (炭素数10~13の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする)	化学品、 アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと	REACH 規則 [制限対象物質 Annex XVII]	LR07等	短鎖型塩化パラフィン	
6	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド	化学品、 アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、含有濃度:1000ppm以下(金属換算値)	化審法	LR01等	TBTO(有機スズ)	56-35-9
7	三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ化合物(TBT)、トリフェニルスズ化合物(TPT))を含む	化学品、 アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、含有濃度:1000ppm以下(金属換算値)	REACH 規則 [制限対象物質 Annex XVII]	LR07等	TBT類およびTPT類(有機スズ) その他のトリ有機スズ	
8	ベリリウム及びその化合物 ※1	化学品、 アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと	CLP 規則 [Annex V I CMR- Cat. 1,2] GADSL IEC62474	- IC1等 IC2等	ベリリウム及びその化合物	
9	オゾン層破壊物質(CFC、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、HBFC、臭化メチルを対象とする)	化学品、 アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと	モントリオール議定書 GADSL IEC62474	- IC1等 IC2等	オゾン層破壊物質	
10	アスベスト類	化学品、 アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと	安衛法 TSCA GADSL IEC62474	- LR02等 IC1等 IC2等	アスベスト又は石綿	
11	パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩	化学品、 アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと	化審法	LR01等	PFOS	
12	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)- 4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	化学品、 アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと	化審法	LR01等		3846-71-7
13	カドミウム及びその化合物 ※2	化学品	含有管理	-	RoHS指令	LR04等	カドミウム及びその化合物	
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、含有濃度:1000ppm以下(金属換算値)				
14	六価クロム化合物	化学品	含有管理	-	RoHS指令	LR04等	六価クロム	
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、含有濃度:1000ppm以下(金属換算値)				
15	水銀及びその化合物	化学品	含有管理	-	RoHS指令	LR04等	水銀及びその化合物	
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、含有濃度:1000ppm以下(金属換算値)				
16	鉛及びその化合物 ※3	化学品	含有管理	-	RoHS指令	LR04等	鉛及びその化合物	
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、含有濃度:1000ppm以下(金属換算値)				
17	塩化ビニルモノマー 但し、食品包装材料を対象とする	化学品	含有管理	-	食品衛生法 CLP 規則 [Annex V I CMR-Cat. 1,2] REACH 規則 [Annex XVII]	- LR07等		75-01-4
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、材質試験で1ppm以下(食品衛生法による プラスチック容器包装の衛生規格準拠)				
18	特定アミンを生成するアゾ染料・顔料 ※4	化学品	含有管理	-	REACH 規則 [Annex XVII]	LR07等 -	脚注※4および別表1参照	
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと				
19	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)	化学品	含有管理	-	REACH 規則 [SVHC]	LR06等	臭素系難燃剤	25637-99-4 3194-55-6 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと				
20	ジブチルスズ化合物	化学品	含有管理	-	REACH 規則 [Annex XVII]	LR07等	ジブチルスズ化合物	
		アーティクル	含有禁止	含有濃度:1000ppm以下(金属換算値)				
21	ジオクチルスズ化合物	化学品	含有管理	-	REACH 規則 [Annex XVII]	LR07等	ジオクチルスズ化合物	
		アーティクル	含有禁止	含有濃度:1000ppm以下(金属換算値)				
22	フマル酸ジメチル(ジメチルフマレート)	化学品	含有管理	-	REACH 規則 [Annex XVII]	LR07等		624-49-7
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なきこと かつ、含有濃度:0.1ppm以下				
23	フタル酸エステル類【1:RoHS対象4物質】 ※5	化学品	含有管理	-	REACH 規則 [Annex XVII] REACH 規則 [SVHC]	LR06等 LR07等	フタル酸エステル類	
		アーティクル	含有禁止	意図的含有なし、かつ0.1%以下 ただし、RoHS対象製品以外、および製造工程にお いて使用する資材は、製品含有管理とする				
24	フタル酸エステル類【2】 ※5	化学品、 アーティクル	含有管理	-	REACH 規則 [Annex XVII] REACH 規則 [SVHC]	LR06等 LR07等		
25	臭素系難燃剤 (PBB類、PBDE類及びHBCDを除く)	化学品、 アーティクル	含有管理	-	IEC62474	- IC02等	臭素系難燃剤	
26	ニッケルおよびその化合物	化学品、 アーティクル	含有管理	-	REACH 規則 [Annex XVII]	LR07等	ニッケル及びその化合物	
27	ヒ素及びその化合物	化学品、 アーティクル	含有管理	-	REACH 規則 [Annex XVII]	LR07等	ヒ素及びその化合物	
28	ポリ塩化ターフェニル	化学品、 アーティクル	含有管理	-	REACH 規則 [Annex XVII]	LR07等		61788-33-8

※1 下記に該当する場合は含有管理とする。
電気・電子機器及びその部品または付属品の接点機能部位に含有しているものであって、人がベリリウムおよびその化合物に直接触れるおそれがないように、
メッキが施されているもの。

※2 高信頼性の要求される電気接点のめっきで代替材のないものを除く

※3 但し、内部接続用高融点はんだ(鉛が85wt%以上の有鉛はんだ)、陰極線管のガラス、及び含有量が0.2wt%未満の蛍光管ガラス、0.35wt%未満の機械加工用の
鋼材、0.4wt%未満のアルミニウム合金、4wt%未満の銅合金、1000ppm未満のはんだを除く。

※4 REACH規則付属書XVIIに定める試験法により、製品または製品を構成する染色部分から、別表2に示す芳香族アミンが30ppmを超えて発生する可能性のある
アゾ染料・顔料を対象とする。アーティクルのうち、人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性のある織物・布地や皮革、およびこれらを用いた製
品については含有禁止とする。

※5 別表3に示すフタル酸エステル類を対象とする。

【別表2】 芳香族アミン化合物の一覧

物質名	CAS No.
4-アミノビフェニル	92-67-1
ベンジジン	92-87-5
4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
2-ナフチルアミン	91-59-8
o-アミノアゾトルエン	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8
p-クロロアニリン	106-47-8
2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
2-メトキシ-5-メチルアニリン	120-71-8
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
o-トルイジン	95-53-4
2,4-トルエンジアミン	95-80-7
2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
o-アニシジン	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

【別表3】 フタル酸エステル類の一覧

物質名	CAS No.	区分
フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5	【1】
フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7	【1】
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)	117-81-7	【1】
フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	84-74-2	【1】
フタル酸 ビス(2-メトキシエチル)	117-82-8	【2】
ジアルキル(C=7~11、分枝及び直鎖)=フタラート(DHNUP)	68515-42-4	【2】
フタル酸ジイソヘプチル(DIHP)	71888-89-6	【2】
フタル酸ジ-n-オクチル (DNOP)	117-84-0	【2】
フタル酸ジイソノニル(DINP)	28553-12-0 68515-48-0	【2】
フタル酸ジイソデシル(DIDP)	26761-40-0 68515-49-1	【2】

改定履歴

日付	改定の内容
2012.12.2	別表1の「ニッケルおよびその化合物」の注釈(※6)を削除 別表1の「ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVCコポリマー」の注釈を”※6”に修正
2017.11	RoHS指令対象物質追加に伴い、フタル酸エステル ¹ の管理基準を改定。 対象4物質については原則含有禁止とし、RoHS対象物質以外は含有管理とする。 その他6物質については、従来通り含有管理とする。
2019.3.18	JUMP(廃止)にともない、chemSHERPAに変更 (関連法規、記号を変更・追記) No.02:ポリ塩化ナフタレンは、塩素数3以上を2以上に変更 管理対象物質29物質から28物質へ変更 ポリ塩化ビニルを「製品含有管理」から削除 項目追加:3. 適用範囲(2)製品の②()内文書